

## 南国市中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、南国市補助金の交付に関する条例（昭和53年南国市条例第20号）第17条の規定に基づき、南国市中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、南国市の中山間地域の高齢者に介護サービスを提供する事業者に対し、事業に要する費用の一部を補助することにより、原油価格及び物価の高騰による電気、ガス等に係る事業者の費用負担の軽減及び必要な介護サービスの安定供給の促進を図り、もって中山間地域における高齢者福祉の向上に資することを目的とする。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げるサービスを提供する事業者とする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第2項に規定する訪問介護及び法第115条の45第1項第1号のイに規定する第1号訪問事業のうち地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の法（以下「平成26年改正前法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当するもの（以下「訪問介護」という。）
- (2) 法第8条第3項に規定する訪問入浴介護及び法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問入浴介護（以下「訪問入浴」という。）
- (3) 法第8条第4項に規定する訪問看護及び法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）
- (4) 法第8条第5項に規定する訪問リハビリテーション及び法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション」という。）
- (5) 法第8条第7項に規定する通所介護及び法第115条の45第1項第1号のロに規定する第1号通所事業のうち平成26年改正前法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するもの（以下「通所介護」という。）
- (6) 法第8条第8項に規定する通所リハビリテーション及び法第8条の2第6項に規定する介護予防通所リハビリテーション（以下「通所リハビリテーション」という。）
- (7) 法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護
- (8) 法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護及び法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護（以下「認知症対応型通所介護」という。）
- (9) 法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護及び法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護（以下「小規模多機能型居宅介護」という。）

(10) 法第8条第24項に規定する居宅介護支援

(補助事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助基準額及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

(交付申請)

第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、南国市中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すると決定したときは、南国市中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助事業者に通知するものとする。

(遵守事項)

第7条 補助事業者は、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の実施に当たっては、補助事業に係る契約等において暴力団を利することとならないよう、南国市の暴力団の排除に係る取扱いに準じて行うこと。
- (2) 補助事業を行うために締結する契約は、南国市が行う契約手続の取扱いに準じて適切に行うこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の完了の翌年度から起算して5年間保管すること。
- (5) 南国市補助金の交付に関する条例及びこの要綱の規定を遵守すること。

(概算払)

第8条 補助事業者は、市長が補助事業の目的を達成するために必要と認めるときは、南国市中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金概算払請求書（様式第3号）により、補助金の概算払の請求を行うことができる。

(変更申請等)

第9条 補助事業者は、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、南国市中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金変更等承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実施状況報告)

第10条 補助事業者は、毎月の補助事業の実施状況について、南国市中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金実施状況報告書（様式第5号）に関係書類を添えて、当該月の翌月の10日までに市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の翌年度の4月15日のいずれか早い日までに、南国市中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金実績報告書(様式第6号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(額の確定)

第12条 市長は、前条第1項の規定による実績報告書の提出があった場合は、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付の額を確定し、南国市中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金確定通知書(様式第7号)により、補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金を確定した場合において、既にその額を超える補助金を交付しているときは、期限を定めてその超える額に相当する金額の返還を命じるものとする。

(交付請求)

第13条 前条第1項の規定による補助金の額の確定の通知を受けた補助事業者は、南国市中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出し、補助金の交付の請求を行うものとする。

(遂行状況の報告及び調査)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(交付決定の取消し等)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その取消しに係る金額の返還を命じることができる。

- (1) 補助金の交付の決定の条件に違反したとき。
- (2) 虚偽又は不正の申請により、補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (4) 南国市補助金の交付に関する条例及びこの要綱の規定に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が不相当と認めたとき。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき交付された補助金について第7条第4号、第14条及び第15条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。